

政令第三百九十八号

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第四項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号中「設置し、」の下に「若しくは」を加え、「廃止、位置の変更」を「位置の変更、供用の休止、再開若しくは廃止」に、「第二条ただし書」を「第三条第一項」に、「第三条第二項若しくは第四条第一項」を「第九条、第十条第一項若しくは第十三条第五項若しくは第六項」に改め、「受けた者」の下に「若しくは同法第六条（同法第十三条第十項において準用する場合を含む。）若しくは第十三条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者」を、「行為」の下に「若しくは当該届出に係る行為」を加える。

附則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 理 由

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、水底線路の保護区域内における船舶のびよう泊等の行為が許容される場合として航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の規定による届出に係る行為を行う場合を追加する等の必要があるからである。